

# でんきセット割利用規約

## 第 1 条（本規約の適用）

東京ベイネットワーク株式会社（以下、「当社」という。）は、このでんきセット割利用規約（以下、本規約）に基づき、でんきセット割（以下、「本割引」という。）を提供します。

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定する Web サイトに掲載することにより行います。
2. 本規約本文の他、当社が定める本割引に関する諸規定（当社が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限りません。以下「諸規定」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約本文と諸規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規定を優先して適用するものとします。

## 第 2 条（本割引の概要）

本割引は、KDDI株式会社（以下、「KDDI」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところより、料金に応じた割引を行う当社提供のサービスです。

## 第 3 条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより当社に申込みを行うものとします。

## 第 4 条（契約の成立）

当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下、「本件契約」という。）が成立するものとします。

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下、「ケーブルプラスでんき契約」という。）を締結していること、または、ケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されていない場合を除く）。
- (2) 当社が指定する以下のサービス（以下、「対象サービス」という）を、申込者が契約していること。
  - ・当社が別に定めるケーブルテレビサービス契約約款で規定するテレビサービス（デジタル放送施設利用コース及びオプションサービスを除く）
  - ・当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款で規定するインターネット接続サービス（オプションサービスを除く）
  - ・当社が別に定めるベイネット光契約約款で規定する電気通信サービス
  - ・ケーブルプラス電話
- (3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件を全て満たしていること。

- ア. 本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
  - イ. その対象サービスの契約住所は、ケーブルプラスでんきのご使用場所と同一であること。また、その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者もしくはその家族(当社所定の基準を満たすものに限り)であること。
  - ウ. 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
  - エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上支障があるとき、またはその他当社が不適切と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

## 第 5 条 (でんきセット割)

当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者(以下、「本件契約者」という。)の契約するケーブルプラスでんきおよび対象サービスに係る請求料金(以下、「本件請求料金」という。)に応じ、次項の定めに従って算出した金額(以下、「割引金額」という。)を、本件請求金額から割り引きます。

2. 当社は、KDDI提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた、「基本料金および電力量料金」の額(以下、「本件対象額」という)に応じて、下記の額を値引きします。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

| 本件対象額               | 割引額または割引率 |
|---------------------|-----------|
| 5,000 円未満           | 55 円(定額)  |
| 5,000 円以上 8,000 円未満 | 3%        |
| 8,000 円以上           | 5%        |

## 第 6 条 (対象サービスの変更)

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。

2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条(2)に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

## 第 7 条 (本件契約の終了)

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
- (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
  - (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
  - (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

#### **第 8 条（権利義務の譲渡禁止）**

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

#### **第 9 条（顧客情報の取扱い）**

当社は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報の保護に関する宣言に従って取り扱います。

#### **第 10 条（合意管轄）**

本割引に係る紛争については、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### **第 11 条（本割引に関する疑義等）**

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者および本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

#### **附 則**

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税抜きです。
3. この本規約は2017年7月1日より施行します。